## スーパー定期 [単利型]

令和2年6月1日現在

	5和2年6月1日現在
商品名	• 自由金利型定期預金(M型)[単利型]
(愛 称)	(スーパー定期 [単利型])
販売対象	<ul><li>・法人および個人の方 (期間 2 年超 ~ 5 年以下は個人のみ)</li></ul>
	・定型方式 …1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
	・満期日指定方式…1か月超2年未満
期間	
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預 入	
	・一括預入
(1)預入方法	・スーパー定期 …100円以上300万円未満、300万円以上
(2)預入金額	<ul><li>1円単位</li></ul>
(3)預入単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	・固定金利
(1)適用金利	・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
	・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います。
(2)利払方法	・ 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預
(頻度)	入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日まで
	の日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
(3)計算方法	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
り可昇刀法	<ul> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。</li> <li>(円上の打算には20,000円では15,000円では10円</li> </ul>
	・個人の利息には20.315% (国税15.315% 地方税5%) の税金がかかります。(平成49年
T14 A	12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を
税金	利用の場合は除きます)
	・法人は総合課税となります。尚平成28年1月1日より税金は、20.315%の国税のみとなり地方税5%
	は廃止されています。
手 数 料	_
付加できる	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約
特約事項	定利率に0.5%上乗せした利率)。
1 シルン <del>コーク</del> く	・個人はマル優の取扱いができます。
中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日ま
取扱い	での日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
ДХЛХV I	なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
金利情報の	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部(9時~17時、電
	話:0749-35-1000)にお申し出ください。
	<ul><li>紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-358)</li></ul>
苦情処理措置•	1-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護
紛争解決措置	士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも
	可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しく
	は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出
	ください。
	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
スの地分せた	・預金保険制度の付保対象預金です。
その他参考と	預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。
なる事項	(当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計
	して1、000万円までとその利息が保護されます。
	0 C 1, 0 0 0 0 1 1 0 C C C 0 0 1 1 0 0 9 0

## 滋賀中央信用金庫